

リレーションシップバンキングの機能強化に向けて  
(金融審議会 リレーションシップバンキングのあり方に関するWG 報告書)

1. リレーションシップバンキングの意義

- リレーションシップバンキングとは、長期的に継続する取引関係の中から、金融機関が借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て融資等を実行するビジネスモデルをいう。
- 定量化されにくい情報、地域の実態に根ざした情報が有効活用されることにより、①地域の中小企業への金融の円滑、②貸し手、借り手双方の健全性の確保、が図られる。
- 中小企業の再生、地域経済の活性化に果たす役割は大きいものと期待される。

2. リレーションシップバンキングの現状

- 主要な担い手である中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合）においては、審査能力等の経営力が不十分であったり、金融機関に対する外部からの規律が十分働かないことにより、取引先や地域経済へのコミットメントの中で、過大なコストを負担している場合がある。
- このため、中小・地域金融機関が地域の中小企業、地域経済に対する金融の円滑を維持していくことが困難な状況も生じている。

3. リレーションシップバンキングの機能強化の必要性

- わが国の中小・地域金融機関が展開しているリレーションシップバンキングの実態は、本来の姿から乖離している面があり、リレーションシップバンキングの機能強化が必要。

4. リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的な取組み

○ 中小・地域金融機関の取組み

- ・ 借り手企業への問題解決型サービスの提供
  - 創業企業に対する起業支援の強化
  - 成長期・安定期企業に対する円滑な資金供給、経営相談等の実施
  - 早期事業再生に向けた積極的な取組み
- ・ 中小企業に対する金融の円滑に資する業務の改善
  - 貸出条件の見直しと健全な融資慣行の確立
  - 情報共有の拡大と相互理解の向上
  - 資本と融資の分離
- ・ 健全性の確保に資する業務の改善
  - 収益管理体制の改善・構築
  - 人材活用 等

○ 情報開示等による規律

- ・ ディスクロージャー及び監査等によるガバナンスを強化し、健全性を確保
- ・ 地域貢献についての情報開示の積極化等により地域経済の活性化に資する取組みを強化

○ 監督当局による規律

- ・ 中小・地域金融機関の実態に即した多面的な評価に基づく総合的な監督体系を検討
- ・ 不良債権の特性を踏まえた処理の推進
- ・ 今後2年間（平成15年度、平成16年度）を地域金融に関する「集中改善期間」とし、地域金融の円滑を図る

○ 環境整備

- ・ 中小企業金融の円滑のための新たな工夫を活用
- ・ リレーションシップバンキングの基本的方向性と統合的な公的金融のあり方を検討